

9 月 定 例 教 育 委 員 会 報 告

1 開催日時

平成30年9月19日(水) 13:30～15:45

2 出席者

委員 永田 政信

渡邊 敬

佐古 順子

村川 一恵

嶋崎 真英

教育長 遠藤 雅己

事務局

教育政策監 丸山 克彦 教育次長 吉村 武史

教育総務課長 三岳 和裕

教育総務課参事(学校給食センター所長) 畑田 憲一

学校教育課長 江浪 俊彦 学校教育課参事 高木 修

社会教育課長 喜々津 武利 図書館長 鈴川 章子

社会教育課参事(新図書館整備室長) 松山 敬之

文化振興課長 大野 安生 教育総務課課長補佐 山崎 喜一郎

3 議事

《議案》

第17号議案 大村市教育功労被表彰者の選考について

第18号議案 大村市図書館協議会委員の委嘱について

第19号議案 専決処分の承認について(平成30年度大村市一般会計補正予算(第4号)の9月定例市議会への提出について)

第20号議案 専決処分の承認について（大村市歴史資料館（仮称）展示工事請負契約の9月定例市議会への提出について）

《協議・報告事項》

なし

4 議事録

教育長	<p>皆さんこんにちは。ただ今から平成30年9月教育委員会定例会を開催します。</p> <p>本日の会議は定足数に達しております。</p> <p>議事日程1、前回会議録の承認を議題といたします。原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	はい。
教育長	<p>はい、ご異議ありませんので、承認することとします。</p> <p>続きまして、議事日程2、教育長報告を行います。8月でございますけれども、8月7日に九州中学校新体操大会がシーハットおおむらで3日間開催をされました。本市からも開催県枠で出場しております。活躍をしておりました。</p> <p>また、8月10日の金曜日は、事務局と私が大村警察署の署長のところに参りまして、声かけ事案が多い、そして地区別ミーティングで市民の皆様方から要望があっておりました、事案の発生した場所等を伝えていただけないかという、お話しをしに行きました。署においては、生活安全課長さんも入って話をしたんですが、警察は警察の方で、あまりに場所を絞りすぎると犯人を捜索する場合に、やはり支障があるということで、検討させてくれという様なことでもございました。ただ、該当する町内会長に対する連絡は学校の方から行うということです。また、学校の連絡網を町内会長の方にも連絡をしておくということで、警察とも連携を取っていくということでございました。</p> <p>それから8月20日の月曜日、松原恒例の寺子屋塾の開講式がありました。活性化協議会の皆様方と、それから長崎大学、武蔵野美術大学の学生さんたちも入って、無事に終了したということです。どうもお疲れ様でございました。</p> <p>それから8月28日火曜日は私、主任児童委員会に初めて呼ばれまして、これは民生委員の会であります。市内に12名の方がおられて、全員女性です。各担当地区・学校のお話しを聞かせていただきました。ある学校の校長先生は、職場体験の時に初めて挨拶に回られたということで、感激しましたというふうなことを言われていた委員さんもおられまして、また逆にですね学校の方がやっぱりどうしても守りに入</p>

	<p>って、なかなか次のステップに上がれないでいるとか、厳しいお話しもいただいた処でございました。まあ、いろんな学校の状況を大半は良くやっているということで、お話しを聞かせていただきました。</p> <p>8月29日は委員の皆様にご出席していただきました中学校給食センターの開所式を行いまして、9月3日から無事スタートをしております。以上で報告を終わります。</p> <p>各委員から、何か報告等ございましたらお願いします。</p>
教育長	よろしいでしょうか。
教育長	<p>それでは、次にまいります。</p> <p>議事日程3、第17号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>第17号議案。平成30年度大村市教育功労被表彰者の選考についてでございます。</p> <p>大村市教育関係表彰規則第7条により平成30年度大村市教育功労被表彰者選考会を開催したので、その結果を教育委員会に具申するものでございます。本日お配りしている平成30年度大村市教育功労者表彰被表彰候補者をご覧ください。参考として、大村市教育関係表彰規則及び表彰選考基準を添付しております。この教育功労者被表彰候補者は表彰規則第6条に基づき、教育委員会各課長及び各学校長から内申があった方々になります。</p> <p>それではまず、表彰規則第2条第1号、学校、社会、保健教育に振興があった方々になります。9名の個人の方々です。被表彰候補者の住所、氏名、功績内容については、記載のとおりでございます。</p> <p>次に表彰規則第2条第1号、特に奇特定の行為があった方になります。被表彰候補者の団体名、住所、功績内容については、記載のとおりです。表彰選考基準の第3の1、篤志寄附者100万円以上と規定をしておりますが、今回の場合は寄附ではございませんが、地域社会貢献の一環としてボランティアとしてですね、会社として学校施設の整備を行っていただいたものでございます。100万円相当の事業費に値するものと考えておるものでございます。</p> <p>次に表彰規則第2条第3号、永年教育に携わり、功績顕著である方でございます。学校歯科医の永年功労になります。3名いらっしゃいます。被表彰候補者の氏名、所属、功績内容については、記載のとおりとなっております。表彰選考基準の第1の1、校医、歯科医、薬剤師として通算20年以上勤務したものに該当されます。</p> <p>同じく表彰規則第2条第3号、永年教育に携わり、功績顕著である方々でございます。教職員の永年勤続の方々でございます。16名いらっしゃいます。所属、氏名、功績内容については、記載のとおりでございます。表彰選考基準の第1の2、通算30年以上、かつ大村市立学校に10年以上勤務した方々になります。</p>

	<p>以上28の個人、1団体について、表彰規則第7条に基づき選考会を行った結果、いずれの方々も選考基準を満たしており、適当であるとの選考結果となりました。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>それでは、ただ今説明があったものにつきまして、ご質問ありませんか。</p>
教育長	<p>個人表彰につきましては、どなたもご存じの方ばかりだと思います。</p> <p>10番につきましては、100万円相当ということで、普通の建設会社でありますけども、その建設にあたった近辺のボランティアに当たるといいう形を取られてるみたいですよ。大村市内色んなところでボランティアで設置していただいたり、補修していただいたり、そういうことをされたということで今回上げてもらった。</p> <p>去年の団体はどこだったですか。</p>
教育総務課長	<p>去年の団体は1団体ですが、黒木小学校の黒木太鼓になります。</p>
教育長	<p>ご質問ありませんか。大丈夫でしょうか。</p>
教育長	<p>それでは、質問を終わります。</p> <p>ご意見等ございませんか。</p>
教育長	<p>ご意見がなければ、採決します。第17号議案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>ご異議ありませんので、原案のとおり決定することとします。次に第18号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
図書館長	<p>第18号議案、大村市図書館協議会委員の委嘱についてでございます。</p> <p>図書館法第15条の規定により大村市図書館協議会委員の委嘱について教育委員会の審議を求めるものです。委員の氏名等は記載のとおりで、新任でございます。</p> <p>今回ご審議いただくのは、欠員となっておりました大村市公民館運営審議会から推薦いただいた委員の委嘱分となります。</p> <p>大村市立図書館条例第3条第3項の規定では、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から大村市教育委員会が任命するとされており、今回は社会教育の関係者に該当します。委員の任期は平成30年9月20日から平成32年5月31日までです。</p> <p>なお、参考資料として6月1日現在の委員名簿もお配りしています。</p> <p>以上が、大村市図書館協議会委員の委嘱についての説明です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
教育長	<p>ご質問等あればお願ひします。</p>

教育長	前任者はどなただったんですか。
図書館長	前任者は永野英子委員さんでした。
教育長	それでは質疑を終結します。 ご意見等あればお願いします。
教育長	それでは、意見、討論を終結します。 採決します。第18号議案、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	はい、ありがとうございます。 それでは、ご異議ありませんので原案のとおり決定することとします。 続きまして、第19号議案を議案とします。事務局の説明を求めます。
教育総務課長	<p>第19号議案、専決処分の承認についてでございます。平成30年度大村市一般会計補正予算（第4号）の9月定例市議会への提出について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により別紙のとおり専決処分したので、教育委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>この件につきましては、8月の定例教育委員会において、予算要求の主な項目のみ説明をさせていただいております。9月の定例教育委員会で改めて説明させていただくと申し上げていた件でございます。教育総務課、社会教育課、文化振興課の3課分がございまして、説明につきましては、それぞれ各担当が行います。</p> <p>まず、教育総務課分について説明をさせていただきます。補正予算第4号の資料をご覧ください。</p> <p>まず、歳出から説明をさせていただきます。資料の2ページをご覧ください。1段目10款3項1目学校管理費・中学校施設環境改善事業です。補正額は2億8,906万8千円でございます。これは中学校の全普通教室に空調設備を整備するための設置工事に係る費用で、6校102教室に空調設備の整備を行うものでございます。熱源については、都市ガスが2校、LPガスが1校、電気が3校となっております。工事期間は、11月中旬から3月中旬を予定しております。</p> <p>次に歳入でございます。1ページにお戻りください。3段目22款1項7目教育債・中学校施設債・学校教育施設等整備事業です。補正額は2億2,010万円でございます。歳出で説明しました中学校の全普通教室に空調設備を整備する費用について学校教育施設等整備事業債を活用するものでございます。財源充当率は75%となっております。教育総務課分は以上でございます。</p>
教育長	ただ今、教育総務課から説明がありましたけども、ご質問があればお願いします。
教育長	補正前より大分増えましたが、何が増えたんですか。
教育総務課長	補正前、補正後の額というところ、2億8,906万8千

	円というのが、すべてエアコンの設置工事に係る費用ということになります。
教育長	何教室分ですか。
教育総務課長	中学校6校分で、102教室分でございます。
教育長	ほかにご質問ありませんか。
教育長	ご質問がないようですので、質疑を終結して、ご意見等ございませんか。
嶋崎委員	これから入札なんでしょうけど、エアコン設置工事は大体大村市の業者さんということですか。
教育総務課長	基本的に市内業者でということを考えています。
教育長	ほかにも、ご意見等ありませんか。
教育長	それでは、社会教育課の方に。
社会教育課長	<p>それでは、社会教育課分について、ご説明させていただきます。説明資料の1ページをお願いいたします。</p> <p>歳入でございます。2段目22款1項7目1節社会教育施設債2億6,770万円で新中地区公民館(仮称)建設事業に係る起債でございます。内訳は補助対象事業である中地区公民館、ふれあい館、及び備蓄倉庫分が充当率90%で、2億4,940万円、単独事業である西大村出張所分が充当率75%で、1,830万円となっております。補助対象事業分につきましては、起債の元利償還金に対する交付税措置が2/9となっております。なお、国庫補助金につきましては、後ほど歳出の中でご説明をさせていただきます。</p> <p>2ページをお願いいたします。歳出でございます。2段目10款5項2目中地区公民館建設事業4億677万4千円でございます。これは、新中地区公民館建設事業の工事監理業務委託料2,275万7千円のうち平成30年度支出分、前払相当分30%になりますが、682万6千円と本体工事請負費9億9,987万2千円のうち、平成30年度支出分、これも前払相当分の40%になりますが、3億9,994万8千円でございます。なお、補助対象事業と単独事業の内訳につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>平成31年度以降の支出分6億1,585万5千円につきましては、資料4ページにございます債務負担行為支出予定額等説明書(新規分)において、債務負担行為限度額を追加させていただいております。</p> <p>財源の内訳について、ご説明いたします。内訳は15款2項5目3節都市計画費補助金・社会資本総合整備交付金で、平成30年度分に係る国庫補助金で1億512万7千円でございます。補助率は50%となっております。なお、国庫補助金につきましては、都市計画費補助金として都市計画課で受け取ってもらうこととしております。地方債につきましては、歳入でご説明しましたとおり、平成30年度支出に係る地方債2億6,770万円でございます。残りが平成30年度分の一般財源3,394万7千円となっております。</p>

なお、施設の概要や今後のスケジュールにつきましては、最後にご説明させていただきます。

続きまして、3ページをお願いします。3段目10款5項8目子ども科学館費・子ども科学館運営管理事業の133万3千円でございます。これは子ども科学館が旧浜屋ビル5階へ移転引越しをするための費用で、運搬物としての主なものは展示用ケース・プラネタリウムのスクリーン等の備品類でございます。

それではここで、新中地区公民館の施設概要及び今後のスケジュールについて、ご説明をさせていただきます。お手元に配付しております概要の資料と図面をご覧いただきたいと思っております。

施設の概要につきましては、延床面積が2,688.62㎡、鉄筋コンクリートの2階建て、駐車場は112台を予定をいたしております。うち身障用が4台となっております。駐輪場は18台の予定でございます。

1階平面図をご覧ください。1階部分の主な部分についてのご説明をさせていただきます。大会議室が393.81㎡、これは舞台を含む面積でございますが、定員が195名となっております。図面の右側、上の方になりますが和室が70.56㎡、35畳分となっております。その下、フリールーム97.68㎡となっております。これは以前ご説明した時には、災害の避難場所として使用するというもので、カーペット敷きをということでご説明をしていたかと思っておりますが、定例利用グループの方々からの強い要望によりまして、全面、床をフローリングに変更いたしております。災害発生時にはタイルカーペットで対応するというのを予定をいたしております。その下になります工芸室54.89㎡、こちらにもグループの要望が強くありましたものですから、電気窯を使用するというので計画をしております。あと備蓄倉庫が19.02㎡となっております。

2階部分、2階平面図をお開きください。図面右上部の方に第1会議室と第2会議室、第3会議室を予定をいたしております。この中で第2会議室と第3会議室の真ん中部分、可動式間仕切りがございます。この可動式間仕切りは、これを閉じますと第2会議室と第3会議室が同時に一つの部屋として使用することが可能ということで、合わせますと159.01㎡とこのコミセン第3会議室と同じ程度の広さになるということになります。その他、料理講座室、音楽室がそれぞれ図面右側下でございます。それから図書児童室、ここは145.71㎡、現在の蔵書が6,944冊で、整備後の予定では11,000冊を予定しております。図面左下になりますが、こちらに中地区ふれあい館323.19㎡、施設の詳細についてはご覧のとおりでございます。

その他につきましては、外灯、いわゆる駐車場の外灯がソーラー式で6基、監視カメラを10台、そのうち屋外の監視

	<p>カメラが2台、Wi-Fiも予定をいたしております。あと授乳室、案内板、表示板、モニター、エレベーター、それから駐車場の料金ゲートを設置をする予定といたしております。</p> <p>それでは、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。今回9月定例会において予算案を提示させていただいております。議決をいただきましたら10月から11月にかけて入札事務、11月下旬に仮契約、12月定例会において工事請負契約議案を上程させていただき、議決後に本契約という予定になっております。その後、年が明けて1月に工事の着工、32年3月上旬に竣工予定となっております。</p> <p>私からは以上でございます。続きまして、図書館長からご説明をいたします。</p>
<p>図書館長</p>	<p>図書館の分をご説明いたします。</p> <p>まず、歳出から説明いたします。2ページをお願いいたします。歳出の3段目、10款5項3目図書館費・図書館管理運営事業でございます。平成31年2月、3月分の機械警備委託料を27万円減額しております。減額する理由は、次に説明いたしますミライオン施設等維持管理事業に予算を組み替える必要が生じたためでございます。また、この減額に伴い当初予算で設定した債務負担行為135万円を廃止いたします。この債務負担行為の廃止につきましては、資料の6ページになっております。</p> <p>続きまして、資料の3ページにお戻りください。最初の段10款5項3目図書館費・ミライオン施設等維持管理事業でございます。平成31年1月竣工後から施設や設備等の維持管理に関し法的な義務が発生する業務がございます。現在、施設等の維持管理につきまして、県と最終調整をしているところでありますが、一括して市が維持管理業務を実施し、県が相応の財政負担を行う方向で進めております。従いまして今回の補正予算は、維持管理業務に関する経費のうち、平成31年2月、3月の2か月分相当額を計上しております。</p> <p>また、維持管理業務の多くは、業務委託契約を予定しており、年度を越えた契約締結の必要性が生じたため、債務負担行為3,081万2千円を新たに設定しております。この債務負担行為の追加につきましては、資料の5ページになります。補正予算1,347万円の主な内訳については、3ページの説明の項目に記載のとおりでございます。歳出については、以上です。</p> <p>次に、歳入についてご説明いたします。1ページにお戻りください。1段目21款5項1目受託事業収入・ミライオン図書館受託事業収入でございます。歳出で説明いたしました施設等の維持管理に関する経費に対する県の財政負担を受け入れるものであります。県市の負担割合は、説明資料1ページに記載のとおりでございます。図書館分につきましては、以上でございます。</p>

教育長	まず質疑をしたいと思います。
嶋崎委員	以前もこの委員会で決議をしたのかもしれませんが、設計は市内の業者さんなんですか。
社会教育課長	市内業者でございます。
嶋崎委員	その基準というのは10億円以内、10億円以上とかいうのがあるんですか、市外を含めてというのがあるんですか。入札とか。
社会教育課長	そこは、はっきり分かりませんが、入札で決定をさせていただいております。
嶋崎委員	いくら以上の工事についての設計は、いくら以内だったら市内とか、という縛りはないのですか。
社会教育課長	申し訳ございません。そこまで把握してません。
教育総務課長	基本的には、建築工事が入っているものに関しては、基本的に市内業者に発注するというで聞いております。金額での区分ていうのが無いということです。
嶋崎委員	建築工事は市内業者に、設計も施工も含めて。
教育総務課長	はい、基本的には。
嶋崎委員	何を言ってるのかというと、非常にその予見はね、色々それこそ審議会等のご意見を踏まえて、予見整理をして設計業務に投げられると思うんだけど、非常にそのファサードなんかね、シンプルではあるけども、今のそれこそ県立図書館・市立図書館の合築、なかなかおしゃれですよ。だから、それこそ中地区の皆さんが、誇りに思うシンボリックなそういうデザインがあればなあという思いをしたもんですから。
教育長	ミライo nの図書館の斬新なデザインと新中地区の市内の、まあ県がミライo nの方はやっていますんで、こちらの方がちょっと洒落たようなデザインになるのかなあと、私もちょっと興味があるところなんですけども、どうなんでしょう。
社会教育課長	基本的には、シンプルだというふうに思います。施設を充実させようということで、Wi-Fiも全館完備とか、一応中をですね、利用グループの方とか関係者に意見を聞きまして、とりあえず施設は充実させようということで進めてまいりましたので、デザイン性はちょっと無いのかなと思います。中身を充実させるということです。
嶋崎委員	設計の審査なんかは、どういうふうになさるのか。設計の審査は、プロポーザルになるんですか。
社会教育課長	通常の入札です。プロポーザルでは、これはやっておりません。
嶋崎委員	予見は提示しないわけですか。
社会教育課長	通常の入札です。
嶋崎委員	図面は、大村市内の設計業者が引くわけですか。
教育総務課長	そうです。
嶋崎委員	通常の入札というのは。

教育総務課長	ある程度の仕様書を提示して、これで設計をしてくださいということで、設計会社に委託します。
嶋崎委員	市の方で、ファサードの部分も大体、仕様書どおりやれば、こうならざるを得ないみたいな仕様書まで細分化して提示をするわけですか。
社会教育課長	基本的には建築課の方で案を作りまして、それを提示しているということです。
嶋崎委員	なるほど。
教育長	これ、実施設計の場合は出てこないわけですね。こういう詳細な分は。基本設計の時にやってるんですか、詳細な部分は。利用者からの要望が入っているじゃないですか。
社会教育課長	基本設計の段階では、基本的に部屋の配置とか、本当に基本的な部分を設計しております。今回の実施設計でずっと細かく、一つ一つ反映させていったということになります。いわゆる肉付けをしていったと、壁から床からドアの開きの部分、一つずつ仕様を決めていったということです。
嶋崎委員	市からの提示というのは、要するにフィジビリティスタディまでやってから提示をして、それで入札をするんですか。これファサードはもう完全に、入札して応札したところの業者の絵そのものになる訳なんですか。選択肢がもう無くなるわけですかね。
渡邊委員	その後どうなるんですか。入札で業者が決まるでしょ。それに対する要望とか変更とか、そういうのを出す機会というのはあるんですか。
社会教育課長	基本設計をした後にですね、定例利用グループとか町内会の方々とかずっと話をしまして、説明会等も実施した中で、こういうのをやってくださいと、先ほど説明しましたようにフローリングにしてくださいとか電気窯にしてください、あと、鏡を付けてくださいとか、フリールームはダンスをやるので、そこに鏡を設置してくださいとか、一つ一つ意見を吸い上げていきまして、それをずっと肉付けをしていったと、実施設計の中で一つ一つ反映させていったということになります。
教育長	大体おわかりでしょうか。プロポーザル形式では無いわけですね。ある程度新しく建てるものに対しての公民館長会とか町内会とか、それから利用者の団体から色々な要望も聞きながら入れ込んで、そして肉付けしながら、そしてまた入札にかけるという方向性ですよ。だから向こうからの提案型ということではないですね。
嶋崎委員	決して教育委員会が管理しているような建築物だけじゃなくて、市全体として、市の景観とかもあろうかと思うんですよ、そういう街作りという観点からも10億円の建物ですよ。だから、もうちょっと工夫があっただけか、これからね。だから、前も入札のシステムについてお話しをしたことがあったと思うんだけど、それこそオランダなんか

	<p>にね、デザイン重視というわけじゃ無いんだけど、だからせっかく絶景ライドをやろうとってるわけだから、そういうのは学ぶべき点があるなと思ってね。どうしても、地元は技術も限界があると思うんですよ。まあ、卓越した技術お持ちのところもあるかもしれませんが、どうしても私どもの経験上、デザインにしろ、耐久性にしろ、まあ、地元で安く上げようとするとか大体失敗をしてきたかなという経験もございましてね、何かそこら辺のところはそろそろ変化があってもいいのかなという思いが、このところしてたもんですから。すみません以上です。結構この広さにして、総工費が約10億円というのは、大きいですよ。やっぱりいい物をそれこそ残してね、いかなきゃいけないのかなあというのは思いますね。</p>
教育長	<p>事務局の担当もトータルデザイン的なことを今後ですね、色んな建築物等の事業に考えていかなければなりませんね。ほかに質疑等ありませんか。</p>
村川委員	<p>大会議室の195名の収容なんですけども、ちょっと数で想像がつかなくて、例えばこの大会議室と同じぐらいなんですか。もうちょっと大きいんですか。</p>
社会教育課長	<p>イメージとしてはですね、郡地区コミセンよりも大きく、このコミセンよりは若干小さいぐらいのイメージで考えていただければと思います。</p>
嶋崎委員	<p>小さいことで、1階の女子トイレの出入り口はどうなってるんですか。開き戸ですか。廊下の南側ですかね、出入り口はどこにあるんですか。</p>
社会教育課長	<p>スライドドアです。</p>
嶋崎委員	<p>開いた時に見えますよね。</p>
社会教育課長	<p>敢えて男性と女性の入り口を逆にしております。これもちょっと意見が出まして、女性の方は男性の方にトイレに入るのを見られたくないというので、敢えて逆向きに設置をしたと。</p>
嶋崎委員	<p>スライドドアが開いた時にね、それこそ要するにシンクのところ、化粧してらっしゃるところが見えちゃいますよね、廊下側から。</p>
社会教育課長	<p>ちょうど女子トイレの前が倉庫になっております。人はほとんどいません。</p>
嶋崎委員	<p>だけど普通こんな作りしないのよ。女子トイレなんか。</p>
社会教育課長	<p>敷地の関係でですね、駐車場をいっぱい取るために。</p>
嶋崎委員	<p>そういう意味じゃ無いけど。一回遮るのよ、なんかで。視線を遮るのよ。</p>
教育長	<p>今デパートなんか入り口から、ぐっと変わってきますよね。色んな関係で、入り口が一緒に、中で別れ行くとかね。ちょっと今、嶋崎委員が言われたの機能上のことですかね、設計上のことですかね。</p>

社会教育課長	こちらにあるような、一旦入ってからとなります。
嶋崎委員	僕に言わせれば、一事が万事なんですよね。そしたら全部の設計の中で、無駄も沢山あるだろうし、効率性とかいうようなことをね、あの、結構その、予見を運営まで踏まえたところで、積み重ねたところで設計の申込に行くじゃないですか。だから、どこまでそういうのをきちんとね、あの、ストックヤード一つにしても精査されてんのかなあということを感じるんですよ。普段の日常の仕事の中で、そういう着眼で判断するもんだから。トイレなんて、一番その気になるところでね、どっち側に置くかとか、まあ入り口を逆にささって、視線を遮るといふか入退室をね、まあ女性見られたくないというのは、よく分かりますのでね。なおさらのこと、お化粧をこうしている姿を、まあ開けた瞬間に、ちょっと見えるというのは、人通りは少ないとおっしゃるけれども。例えばの話をしたんですね。
教育長	そういうものを検査を行う時に、変更とかできないんですかね。
社会教育課長	ちょっと構造的に難しいです。
教育長	一応頭に置いとっていただいて、まあ、どうにもならないということですね。
村川委員	電気窯を室内に入れるのって大丈夫なんですか。
社会教育課長	これ、別になってるんですよ。郡地区のコミセンの中にあるように奥に入る部屋があって、そこに窯が入ってますんで、そういう感じでここも一応ドアがついて、別にあります。工芸室とは別です。一回ドアがあって中に入って窯がある。一体ではない。
教育長	窯のほうはかなり大型のやつなんですね。
社会教育課長	まあ、標準的なタイプになります。一応電気をとということ、要望がありましたので、ガスだと一酸化炭素とか危険なので、電気の要望があったということです。
教育長	ほかに、ご質疑等ないですか。
嶋崎委員	これ、やっぱりトイレ変えた方がいいですよ。後で後悔しますよ、絶対、1階も2階もそうですよね。正直、今時こんなトイレ無いと思いますけどね。そんな難しい話じゃなさそうな気がしますけどね。開きのドアですから、開けた時に2階に行ったら、1階は倉庫だけど、音楽室に調理室があって、当然人が行き交うわけですよ。そんな中で、女子トイレが開いた時に、要はその、化粧台、シンクの方が見えますよね。
教育長	2階も同じようなものですね。
村川委員	調理室に近いというのもあるから、スポンと見えるのは、確かにいやですね。

嶋崎委員	どっかの角度からだと見えるんでしょうね。場合によっては。失敗したことあるんですよ。暖簾を掛けたことあるんですよ。掛けざるを得ない、ある角度から見えるんですね。だから、女性のトイレは結構、気を使って来ましたから。まあ、もし可能であれば、ご検討をされた方が、暖簾を掛けないでいいんじゃないかと。
教育長	どうですか、教育次長、この件については。
教育次長	まあ、可能かどうか分かりませんが、建築課とですね、一度話をしてみたいと思います。
嶋崎委員	でも、あの正直、初歩的なことなんですね。だから設計の段階で、やっぱり、それこそ10億円もかけるんだったら、きちんとやっぱりした設計を望みますね。
教育長	ということで、持ち帰ってください。
教育次長	中々難しい面はあるかも知れませんが、話はですね、させていたきたいと思います。
教育長	ほかにございませんか。よろしいですかね。質疑を終結して、ご意見等ございませんか。
教育長	それでは、次に図書館分について、質疑をお願いいたします。
教育長	これは、私からですが1ページ目、縣市、1.53対1は、面積按分でやってるわけですね。これで、今からずっと続くわけですか。
新図書館整備室長	この按分ですね、ずっと行く予定でございしますが、何かありました時はですね、また、協議の上、変えてはいく場合があるかも知れません。
教育長	とりあえず図書館の工事の出来上がりはいつぐらいですかね。検査が2月ですね。
新図書館整備室長	はい。
教育長	2月以降のランニングコストをここで上程しているわけですね。新年度までですね、取りあえず。
嶋崎委員	これは、1か月分ですか。
新図書館整備室長	2か月分でございます。2月、3月分の、それと後の方に載せております資料の5ページですね、この債務負担分がですね、それ以降の支出予定額になります。
嶋崎委員	維持管理の内訳は、これまで出たんですかね。
図書館長	今回計上している分につきましては、法定上どうしても必要な施設の維持管理の場合の最低限の経費となっておりますので、また、通常開館するようになれば、必要な経費を計上することになります。今回計上している分に関しましては、業務委託料が主ですが、環境衛生管理業務、それから消防設備保守点検、エレベーター保守点検、空調設備保守点検、自家用電気工作物保安管理、それから設備保全という法定のものと、任意になりますけども最低限の清掃業務、それから機械警備、この経費を計上しております。

教育長	これについては、2月1日から3月31日までになりますね。
図書館長	はい、2か月分になります。
嶋崎委員	もう、入札は終わってるんですか。
図書館長	いえ、まだです。
教育長	これについては、今まさにやっている補正の審議になりますので、今度の最終日までに決まっていくものと思います。もう、委員会の方には一応審査を依頼しております。今日の会と同時進行ぐらいでいっておりますので。
新図書館整備室長	追加ですけども、来年の4月からはですね、また改めて新年度予算の方です、入ってくる業務がまたこれに追加をされます。主な物としては、植栽の管理業務などが入ってまいります。それと構内ですね、電話設備保守点検とか自動扉の開閉の保守点検、あとは色々な中央監視自動制御機器保守点検、こういうのが新年度4月からは必要ですので、こういうのが追加される予定でございます。
教育長	ご質疑ありませんか。
嶋崎委員	分離発注ですか。
新図書館整備室長	はい、一つ一つの契約をですね、分けて発注したいと思います。そうしないと、ある程度の金額になってくると市内の業者の範ちゅうを超えらるというか、絞れなくなりそうなのでですね、一つ一つでやっていきたいという思いがあります。
嶋崎委員	それは図書館全体のいわゆるプロパティ管理をする人たちにはいるわけですね。運営管理の。
新図書館整備室長	はい、そうです。また、それもですね、設備保全業務ということですね。
嶋崎委員	それも委託をするわけですね。そこから要するに発注というか、管理の合図をするんですね。
新図書館整備室長	そこからでは無いです。バラバラ、バラバラするんですけども。
嶋崎委員	発注は市からでするんですね。その管理もしなさいよというわけですね。プロパティをやらせるところに。
新図書館整備室長	はい、そうです。
嶋崎委員	無駄遣いをしないようにですね。
教育長	それでは、ご質疑を終結し、ご意見等あればお願いします。
教育長	2月から3月までにはパソコンは、総力挙げて動くんですか。コンピューターは、フル稼働できるんですか。
新図書館整備室長	まだそこは、開発の段階です。
図書館長	現在、図書館システムは開発中なんですけど、2月、3月、建物が竣工してから物が入られることになりますので、それからSEさんたちが設定をして、3月末に引渡しということになります。4月1日から稼働という形になると思

	います。
教育長	はい、ありがとうございます。よろしいですか。では、ご意見も終結いたします。文化振興課分をおねがいします。
文化振興課長	<p>それでは、同議案の最後にですね、文化振興課分を説明します。</p> <p>補正予算資料の3ページの中段、10款5項4目資料館費をご覧ください。補正額は251万7千円になります。これは、旧浜屋ビル5階に、第21海軍航空廠の資料を中心としながら、明治から市制施行までの大村の近代の歴史を伝える近代資料室を整備する事業です。</p> <p>それぞれの内訳を申し上げますと、初めの報償費は近代資料室の展示内容について専門家に監修を依頼するための謝礼です。委託料は展示室に掲示する説明や図、写真等のパネルの作成委託などです。使用賃借料は他の機関が所有する資料等を使用する場合に写真等に必要の使用料などです。</p> <p>この施設のオープンは来年4月を予定しております。文化振興課分の説明は以上になります。第19号議案については説明を終わります。以上、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。</p>
教育長	3ページの方ですね。資料館費、10款5項4目でございますけども、これについて質疑をお願いします。ご質問等あればお願いします。
教育長	明治から近代までをこちらで、ということですか。
文化振興課長	<p>歴史資料館でも近代を扱います。歴史資料館は通史ですので、1コーナー、1コーナーが限られてきます。今回の分は、21空廠の分を寄贈いただいているわけですけども、それを全部歴史資料館で展示することは無理がありますので、さらに特別室ということですね、出先の分室という扱いで近代資料室を作ることになります。</p> <p>ですから、より詳しく知りたい方のためということもありますし、21空廠で働いていた方の方ですね、懐かしいなあということで、たくさん今でも市内に訪ねてこられますので、そういう方々が見られる施設ということでもあります。</p>
教育長	はい、ありがとうございます。お分かりになりましたでしょうか。まあ、ミライオン <small>の</small> 歴史資料館を見て、また、こちらの方の資料館に行ってですね、近代史を見てもいいし、ということになってくるんじゃないかと思えますけども。
佐古委員	21空廠だけを扱ってるんですか。
文化振興課長	21空廠だけではございません。あくまで21空廠の軍事施設の歴史展示ではございません。明治時代を迎えて大村市ができるまで、どういった歴史を歩んできたかということの説明できるような、既に大村市が持っているような資料等も交えながら説明していく予定です。

教育長	他の市町では民俗館みたいなのがありますよね。その市の歴史だけじゃなくて、そういうふうな物は含まれないんですか。
文化振興課長	近代資料室の中には民俗というテーマで、展示することは無いですが、その当時の生活を彷彿させるような資料もごございますので、見方によってはそういうようなことを感じられるのではないかと思います。あくまで、軍事展示ではなく、生活の展示ということ考えています。
教育長	それでは、質疑を終結しまして、ご意見等あればお願いします。文化振興課分です。
教育長	よろしいでしょうか。それでは、意見、討論を終結します。第19号議案につきましては、教育総務課、社会教育課、文化振興課の分について承認することにご異議ありませんか。
教育長	はい、ご異議ありませんので、承認することといたします。ちょっと課題等もありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。 続きまして、第20号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
文化振興課長	第20号議案専決処分の承認についてを説明します。 これにつきましては、大村市歴史資料館（仮称）展示工事請負契約の9月定例市議会への提出のため、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、資料の2枚目に添付しましたとおり第2号の専決処分を8月27日に行いましたので、委員会の承認を求めるものです。 契約方法につきましては、条件付一般競争入札、契約金額につきましては記載のとおりです。契約相手方は株式会社丹青社と申します。竣工期限は平成31年3月29日です。 相手方の株式会社丹青社とは、博物館や美術館の内装、展示物の製作を手掛ける業者として、国内2大業者の一つです。九州内では、九州国立博物館、福岡市博物館、県内では、壱岐にある長崎県埋蔵文化財センター、壱岐市立一支国博物館、それから諫早市美術歴史館が実績としてございます。 この展示工事の内容につきましては、常設展示室・企画展示室の展示ケースの設置や壁の内装仕上げ、そのほかに映像機器や照明の設置となっています。 以上で第20号議案の説明を終わります。ご承認よろしくお願ひいたします。
教育長	はい、第20号議案について、ご質問ありませんか。
教育長	色んな物の展示のグランドデザインをしてくれる会社を今回決めたということです。かなり気を遣って、これやらないといけないですね。有名なところはどこだったですかね。丹青社と。
文化振興課長	乃村工藝社ですね。長崎歴史文化博物館なんかを手掛けら

	れています。
嶋崎委員	これ、1億4千万円の契約で内容はどこまでやるんですか。業務の内容をお願いします。
文化振興課長	まず、本体の建物に関しては、はずします。本体の建物が出来上がった後に、展示ケース、照明、それから壁の内張と言うんですか、そういったもの、それから映像機器の設置という所謂ハード、お客様が実際に見に来る物というのは、また別個で、工事ではありません。それは委託物になってきます。それから収蔵庫等も本体の方ですので、これには当てはまりません。あくまで展示室のハードですね。
嶋崎委員	床も、表装をやるんですか。壁、照明、什器。
文化振興課長	そういうことになります。
嶋崎委員	中身は、展示物に合わせた什器でなければ、いけないわけですね。
文化振興課長	もちろんですね。
嶋崎委員	その説明なんかをする、いわゆるボードとかは入ってるんですか。
文化振興課長	今おっしゃられてるのは、展示物の方はですね、工事では無くて展示委託、展示物の製作委託ということで、別個にあります。
教育長	これについては、決定してましたかね。
文化振興課長	これからですね。 今回の展示工事につきましては、設計額が1億5千万円を超えましたので、議会にお諮りするということです。
教育長	これ、嶋崎委員もご存じのとおり非常に気を遣う工事で、新しい建物はガス等が発生して、非常に史料とか絵巻物とか影響を与えるので、2年間ぐらいは、やっぱり温度、湿度、ガス、気を遣わなければいけないので、そういうところのハード整備が主になってくるということでしょうね。
文化振興課長	今、教育長がおっしゃられたのは、施設のコンクリートのガスだったり、壁の内張をする時の接着剤だったり、その化学物質が史料に悪い影響を与えるんです。例えば、建物のコンクリートにつきましては、建物が出来上がって二夏を過ぎないとダメだというような文化庁の方での決まりがあります。それを乗り越えるのがちょうど来年度の秋ぐらいが、そこを乗り越えたところになりますので、そこからは、許容範囲です。それから、接着剤の方はそういう二夏というのは無いんですが、じわじわ、じわじわ引いていきます。ですから、ある程度の許容期間というのが、ちょうどそのあたりに当たってくる、来年度のということになってきます。ですから、すぐすぐに取り込んでしまいと保存する施設の中で腐らしてしまうということになりますので、そういったノウハウを含めて、この2大業者といいますか、確実な業者を選んでいきます。

教育長	まあ高額だと思われるかも知れませんが、そういう部分がありますので。
嶋崎委員	定量的には、金額弾けないんですよ。丹青社よく知ってるんですよ。付き合いも長いもんですから。間違いの無いようにお願いします。
教育長	それから、ご意見等ありましたら、お願いします。
教育長	教育委員会だけでもこれだけの総額の予算を使っていますので、何か身の震えるような思いをするわけですけども。また空調もあるし、中地区公民館、それからミライオンですね。まあ、委員の皆様方には、色んなご意見等をいただいております。また、その他のところでもご意見等お聞かせ願えればと思います。 それでは、第20号議案について、承認することについてご異議ありませんか。
教育長	はい、それでは第20号議案については、原案のとおり承認します。

◎自由討論

小学校へのエアコン設置について、村川委員から質問があった。

中学校の体育大会の日程について、渡邊委員から意見が述べられた。

夏休み明けの児童・生徒の不登校の状況について、村川委員から質問があった。

あおば教室の状況について、村川委員から質問があった。

◎協議報告事項

なし

○次回の定例教育委員会開催の確認

10月定例教育委員会 10月17日（水） 13時30分から

教育長	これをもちまして平成30年9月教育委員会定例会を終了します。15:45
-----	-------------------------------------